

## No1 機関名:宇都宮大学

指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 (ア) 告発等の取扱い (イ) 調査委員会の設置及び調査 (エ) 認定 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等 ○ 学内規程において、「報道や会計検査院等の外部機関からの指摘についての扱い」、「認定する内容」、「調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議すること」、「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること」が定められておらず、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。
特徴的な取組事例
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 ○ 「不正防止計画」に記載された項目の実施部局は、毎年度、実績報告書に実施状況を記載のうえ、防止計画推進部署へ報告を行い、防止計画推進部署において、実施状況の把握、「不正防止計画」の見直しなどの検討に役立っている。 ※「不正防止計画」の実施状況や改善すべき点の把握に利用されている。  第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 ○ 内部監査マニュアルにおいて、監査項目及びチェックポイントを明記するとともに、各項目に応じたチェックシート、ヒアリングシートを作成して、リスクアプローチ監査を含む内部監査を実施している。 ※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。

## No2 機関名:岐阜大学

指導・改善事項
特になし ○ ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。
特徴的な取組事例
第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の発注業務について】 ○ 東海国立大学機構の規程において、予算を配分された教員等又は責任者として管理する予算を有する教員等のうち、教員発注を希望する者は、「事務の範囲及び条件」及び「義務及び責任」が記載された「届出書」を提出することを定めている。 ※「事務の範囲及び条件」及び「義務及び責任」を理解させうえで、教員発注を認めることにより、不正防止に取り組んでいる。  【換金性の高い物品の管理について】 ○ 10万円未満であっても、換金性の高い物品は、「特定消耗品」として、取得日の属する月の翌月から4年が経過するまでの間、特定消耗品と分かるようにシールを貼って管理し、管理期間経過前に特定消耗品の処分(廃棄, 所属換, 譲受, 譲渡)を行う場合は、担当事務部に連絡をさせて、手続きを行っている。 ※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。

### No3 機関名:神戸大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化            【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】            (エ) 認定            ○ 学内規程において、調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定することが定められていなかったことから、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</p> <p>(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等            ○ 学内規程において、「調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出すること」、「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出すること」、「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること」が明確に定められていなかったことから、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動            【換金性の高い物品の管理について】            ○ 換金性の高い物品(パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、録画機器及びテレビ)について、シールを貼付のうえ、財務会計システムに資産登録のうえ、管理を行っている。            ※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。</p>

### No4 機関名:鳥取大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化            【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】            (ア) 告発等の取扱い            (イ) 調査委員会の設置及び調査            ○ 学内規程において「報道や会計検査院等の外部機関からの指摘についても告発と同様に取り扱うこと」、「当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)」が明確に定義されていなかったため、令和3年11月に規程を改正し明確化することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (3) 関係者の意識向上            【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】            ○ ガイドラインに定める誓約書に盛り込むべき事項以外に、            ・個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、鳥取大学による管理が必要であることを理解し、行動すること。            ・取引業者等の利害関係者との関係において、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び鳥取大学に対する信頼を揺るがす行為を行うことのないよう誠実に行動すること。            を盛り込んでいる。            ※行動規範を誓約書提出時にも再度周知することで遵守を促し、牽制効果を高めることで不正防止に取り組んでいる。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動            【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】            ○ 10万円以上の備品購入について、購入依頼者が特定の業者への発注を希望する場合や、仕様等の策定段階で事前に業者との打ち合わせを要する場合は、契約担当課から業者を指定する理由等を確認している。            ※研究者に直接業者選定の理由等を確認することで、業者との癒着に対する牽制を行い、業者との関係に起因する研究費不正の防止を図っている。</p>

## No5 機関名:宮崎大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】</b>  <b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>            ○ 学内規程において不正に係る調査の体制・手続等を定めていたが、同規程において定義されている「公的研究費」に学内経費が含まれていなかった。その他、告発等の受付の際の手続において本ガイドラインで求める内容への対応が不十分であったため、令和3年10月に改正を行った。</p>
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備  <b>【ルールの周知について】</b>            ○ 研究費の使い方のルールのポイントや不適切な行為などをまとめたリーフレットを作成し、マニュアルとともに構成員に周知している。            ※効率的かつ公正なルールの運用となるよう努めている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動  <b>【換金性の高い物品の管理について】</b>            ○ 消耗品のうち、換金性の高い物品(備品的消耗品)を購入するときは、個別に物品請求システムに入力させ、検収時には、シールを貼付することにより管理を行うとともに、事務局において、定期・臨時的に、現物確認及び購入用途の確認を行っている。            ※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。</p>

## No6 機関名:神戸市外国語大学

指導・改善事項
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化  <b>【最高管理責任者について】</b>            ○ 「基本方針」が明確に定められていなかったため、令和3年度中に策定し、周知することとした。</p> <p><b>【統括管理責任者について】</b>            ○ 統括管理責任者から最高管理責任者に対して、コンプライアンス教育の実施状況の報告は行われていたが、不正防止計画等の実施状況の報告が行われていなかったため、令和3年度中に報告することとした。</p>
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】</b>            ○ 学内規程において、他の規程の条文を準用して読み替えることと定めていたが、読み替えの箇所が不十分であったので、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</p>
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動  <b>【予算執行状況の検証等について】</b>            ○ 研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことについて、未使用金が発生することが決定した対象者に対して通知していたが、事前に全構成員に対して周知することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (3) 関係者の意識向上  <b>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</b>            ○ 誓約書に、研究活動での不正行為や研究費の不正使用に該当する行為に関する複数の具体的な例示とチェック欄を記載し、構成員に対して、誓約書に記載された内容を理解のうえ、実施しないことをチェックした上で、提出を求めている。            ※構成員に、研究活動での不正行為や研究費の不正使用に該当する行為を確認させることにより、不正防止に取り組んでいる。</p>
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動  <b>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】</b>            ○ 納品物品の持ち帰りや反復使用を防止するため、納品物品は事務局において検収を行い、検収後、鍵付きのロッカーに保管することとし、全ての物品について教員へ受領サインまたは押印を求めている。また、備品については、さらに備品登録申請時に取り扱いに注意をするよう誓約させている。            ※納品物品の持ち帰りによる反復使用を防止することにより、不正防止に取り組んでいる。</p>

## No7 機関名:名桜大学

指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等 ○ 学内規程において、「配分機関への報告・協議」の報告対象が「配分機関及び文部科学省」と定められており、文部科学省以外の競争的研究費で不正使用が行われた場合にも文部科学省へ報告・協議がなされることとなっていたため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。
特徴的な取組事例
第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 ○ 各研究者による研究費の執行状況を四半期毎に確認し、その結果について研究費不正防止委員会で報告し、研究者が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等について、予算の適正執行を組織的に把握し対応することとしている。 ※予算執行状況を適切に把握することで、不正防止に取り組んでいる。  第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○ 今年度については、昨年の監査結果を踏まえた上で、新たな視点として「退職者」の科学研究費に係る事務処理(退職者の異動先への引継ぎ処理等)について監査を実施する計画の策定予定である。 ※機関の状況に合せた監査対象を定めている。

## No8 機関名:北海道科学大学

指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 ○ 告発窓口等の内容を記載した学内規程をホームページに掲載しているが、積極的に公表するため、令和3年11月までに、告発窓口等の内容についてホームページへ掲載することとした。  【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 (ア) 告発等の取扱い ○ 外部機関からの指摘の取扱い及び匿名による告発の取扱いについて明確に規定されていなかったため、令和3年度中に学内規程を改正することとした。

## No9 機関名:酪農学園大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (1) ルールの明確化・統一化            ○ 学内規程において、関係書類の保存期間を定めているが、配分機関において定める保存期間より短いため、令和3年12月までに規程を改正することとした。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化            【告発窓口等について】            ○ 学内規程では、告発窓口について定めているが、機関外の者からの告発に対して、適切に対応できる条文となっていないため、令和3年12月までに規程を改正することとした。</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】            (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等            ○ 学内規程において、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告することを定めているが、協議することを定めていなかったため、令和3年12月までに規程を改正することとした。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施            (2) 不正防止計画の実施            ○ 学内規程において、防止計画推進部署について定めていなかったため、令和3年12月までに規程を改正することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第6節 モニタリングの在り方            【監査手順を示したマニュアルについて】            ○ 内部監査マニュアルにおいて、監査項目及び点検事項を明記するとともに、各項目に応じたチェックシートを作成して、リスクアプローチ監査を含む内部監査を実施している。            ※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。</p>

## No10 機関名:青森大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化            【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】            (ア) 告発等の取扱い            ○ 学内要領において、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘についても告発と同様に取り扱うことが定められていなかったため、令和3年9月に要領を改正した。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動            【換金性の高い物品の管理について】            ○ 学内要領に基づき、物品の管理を行っていたが、換金性の高い物品の管理に関するルールを明確に定めていなかったため、令和3年9月に要領を改正した。</p>
特徴的な取組事例
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動            【特殊な役務に関する検収について】            ○ 特殊な役務での検収について、役務の種類に応じた確認方法をルールとして策定して運用しており、統一した検収を実施している。            ※役務の種類に応じて、確認すべき関係書類や検収の方法を定め、検収担当者が統一した検収を行えるようにしている。</p>

## No11 機関名:岩手医科大学

指導・改善事項
特になし ○ ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。
特徴的な取組事例
第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○ 学部や職階のバランスも考慮しつつ、対象研究者と内部監査担当教員の学部が同一とならないよう、クロス監査を導入している。 ※監査の内容に応じて、内部監査担当者が統一した監査を行えるようにしている。

## No12 機関名:目白大学

指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (2)職務権限の明確化 ○ 学内規程において、事務担当部署の所掌業務が明確となっていなかったため、令和3年10月に規程の改正を行った。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等について】 ○ 学内規程において、業者に提出を求める誓約書の提出基準が明確になっていなかったことから、令和3年度中に規程を改正することとした。

## No13 機関名:実践女子大学

### 指導・改善事項

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

##### 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】

- 業者に提出を求める誓約書について、業者に求める誓約事項(ア)「機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと」の記載がなかったため、業者に提出を求める誓約書を変更することとした。

## No14 機関名:成城大学

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### (1) ルールの明確化・統一化

- 学内規程等において、公的研究費に特化した使用ルールを定めていたため、ルールを改めるとともに、令和3年11月までに規程の改正を行うこととした。

##### (2) 職務権限の明確化

- 学内規程において、各段階の職務権限が明確となっていなかったため、令和3年11月までに規程の改正を行うこととした。

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

##### 【非常勤雇用の勤務状況確認等の雇用管理について】

- 学内規程等において、非常勤雇用の管理が明確になっていなかったため、ルールを改めるとともに、令和3年11月までに規程の改正を行うこととした。

##### 【換金性の高い物品の管理について】

- 学内規程等において、換金性の高い物品の管理について、明確になっていなかったため、ルールを改めるとともに、令和3年11月までに規程の改正を行うこととした。

No15 機関名:大正大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>            (ア) 告発等の取扱い            (イ) 調査委員会の設置及び調査            (エ) 認定            (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等            ○ 学内規程において、「不正に係る調査体制について、当該機関に属さない第三者を含むこと」、「第三者の調査委員は機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者であること」、「不正使用の相当額の認定」が定められておらず、また、「配分機関等に対する資料の閲覧、現地調査に応じること」について記載内容に不備があったことから、令和3年9月に規程の改正を行った。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動  <b>【予算執行状況の検証等について】</b>            ○ 研究費を年度内に使いきれず返還しても、その後の採択等に悪影響はないことの周知について、コンプライアンス教育開催時に口頭で説明していたが、資料の配布による周知を行うこととした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第4節 研究費の適正な管理・管理活動  <b>【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】</b>            ○ 出張にかかる交通機関の乗車券、宿泊施設予約について、大学事業法人の利用を推奨し、研究者から直接の支払いがないようにしている。            ※研究者が支払いに関与する必要のない仕組みを導入している。</p>

No16 機関名:津田塾大学

指導・改善事項
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化  <b>【統括管理責任者について】</b>            ○ 不正防止計画等の実施状況について、最高管理責任者へ報告されていなかったため、令和3年10月に報告を行った。</p> <p><b>【コンプライアンス推進責任者について】</b>            ○ コンプライアンス研修等の未受講者について、コンプライアンス推進責任者が把握できていなかったため、令和3年10月に把握できる体制に整えた。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (1) ルールの明確化・統一化  <b>【ルールの周知について】</b>            ○ 学内規程等について、体系的に整理されていなかったため、令和3年10月に体系図を作成、整理のうえ構成員に周知した。</p> <p>(2) 職務権限の明確化            ○ 学内規程において、職務権限に応じた明確な決裁手続を定めていなかったため、令和3年10月に規程の改正を行った。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【告発窓口等について】</b>            ○ ホームページに告発窓口を掲載しているが、メールアドレスが掲載されていなかったため、令和3年10月に掲載した。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>            (ア) 告発等の取扱い            ○ 学内規程において、外部機関からの指摘の扱いについて定められていなかったため、令和3年10月に規程の改正を行った。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動  <b>【予算執行状況の把握について】</b>            ○ 研究者発注において、発注段階で支出財源が特定されていなかったため、令和3年10月に特定できるよう手続きの見直しを行った。</p> <p><b>【業者に対する処分方針について】</b>            ○ 学内規程において、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分が明確になっていなかったため、令和3年10月に規程の改正を行った。</p> <p><b>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】</b>            ○ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について、研究室任せになっていたことから、令和3年10月に見直しを行った。</p> <p><b>【換金性の高い物品の管理について】</b>            ○ 学内規程において、換金性の高い物品の管理について明確になっていなかったため、令和3年10月に規程の改正を行った。</p>



## No17 機関名:東京医科大学

指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 (ア) 告発等の取扱い (イ) 調査委員会の設置及び調査 (ウ) 調査中における一時的執行停止 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等 ○ 次の項目について、明確に規定されていなかった。「報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含むこと」、「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこと」、「通報等された当該研究に係る研究費の使用停止を命ずることができること」、「不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況を含む最終報告書を配分機関に提出すること」。このため、令和3年度中に学内規程を改正し、明確化することとした。
特徴的な取組事例
第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【換金性の高い物品の管理について】 ○ 5万円未満であっても、換金性の高い物品は、管理シールの添付、簡易帳簿への登録のうえ、管理を行っている。 ※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。
第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 ○ 内部監査手続書などにおいて、監査項目及びチェックポイントを明記するとともに、リスクアプロ一チ監査用としてチェックシートを作成して、内部監査を実施している ※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。

## No18 機関名:明治薬科大学

指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 (イ) 調査委員会の設置及び調査 ○ 学内規程において、調査委員会の委員の構成が明確に定められていなかったことから、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等について】 ○ 業者から提出させる誓約書の提出基準を定めていなかったことから、令和3年度中に提出基準を策定することとした。
【物品・役務の発注業務について】 ○ 学内要領において、事務局及び研究者の発注の記載が明確になっていなかったことから、令和3年度中に要領の改正を行うこととした。

## No19 機関名:東京工芸大学

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(イ) 調査委員会の設置及び調査

- 学内規程において、「第三者の調査委員は機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者であること」が定められていないことから、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に提出を求める誓約書等の内容について】

- 業者に提出を求める誓約書について、業者に求める誓約事項(ア)「機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと」の記載がなかった。ガイドラインが示す誓約書に盛り込むべき事項が欠けていたため、業者に提出を求める誓約書を変更することとした。

## No20 機関名:東京医療保健大学

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- 告発窓口及びその仕組みについて、ホームページに掲載されていなかったため、令和3年10月に、ホームページに記載して周知した。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(ア) 告発等の取扱い

- 学内規程において、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘の扱いについて定められていなかったため、令和3年10月に、規程を改正した。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【懲戒処分について】

- 非常勤職員に関する懲戒処分について定めていなかったため、令和3年11月までに規程を策定することとした。

#### 第5節 情報発信・共有化の推進

- ホームページに研究費不正に関する取り組みを掲載しているが、掲載場所が分かりにくかったため、ホームページの記載場所を分かりやすく改正した。

## No21 機関名:金城学院大学

### 指導・改善事項

#### 第1節 機関内の責任体系の明確化

##### 【コンプライアンス推進責任者について】

- 学内におけるコンプライアンス推進責任者の設置により体制整備はなされていたものの、競争的研究費等の管理・執行のモニタリングが行われていなかったため、確実に実施することとした。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### (1) ルールの明確化・統一化

##### 【ルールの周知について】

- 学内におけるルールの周知については全教職員への送付にて周知していたが、新任職員研修や大学院生への新入生のオリエンテーション等、説明会の実施を検討することとなった。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【不正に係る調査の体制】

##### (イ) 調査委員会の設置及び調査

##### (ウ) 調査中における一次執行停止

##### (エ) 認定

##### (オ) 配分機関への報告及び調査実施への協力等

- 学内規程において、「第三者を含む調査委員会の設置」、「第三者の調査委員は機関と直接の利害関係を有しない者」、「不正使用の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等の認定」、「期限までに調査が完了しない場合の調査の中間報告」、「調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告」、「調査進捗の報告」、「配分機関への資料提出・閲覧、現地調査への協力」について明確に定められておらず、また、調査委員会の調査対象が「通報された研究に係る研究費」に限定されていたため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

#### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

##### (2) 不正防止計画の実施

- 学内における不正防止計画推進部署について、学内規程において明記されていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

### 特徴的な取組事例

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

##### 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】

- 事務関係者名簿に記載の通り検収部署に複数人の人員配置を行い、業者と構成員が1対1にならないよう徹底している。  
※取引業者との不正取引を防止する取り組みを行っている。

## No22 機関名:愛知医科大学

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【不正に係る調査の体制・手続等の規定等に定めている事項について】

##### (ア) 告発等の取扱い

- 学内規程において、「第三者の調査委員と機関との直接の利害関係を有しない者」について定められていなかったため、令和3年11月に改正を行った。

#### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

##### (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- 過去3年間の内部監査結果において連続で指摘をなされている事項について、モニタリングの結果が適切に活用できる体制を検討することとなった。

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

##### 【研究者の出張計画の実施状況等について】

- 学内において、旅費規程と科研費執行の手引きで国内旅費の日当及び宿泊費の金額が異なっていたため、統一化を図ることとした。

### 特徴的な取組事例

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

##### 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】

- 検収については、まず研究者等が業者に発注を行った際に、発注した物品情報をデータで研究支援課に送信することになっており、研究支援課は、納品時に発注データと納品物品の照合を行い、検収を行っている。また納品については、指定された納品先で、業者、納品先の研究者等、研究支援課員の三者立ち会いのもと行っており、物品の受領サインの確認と、物品の確実な受け渡しの確認を行っている。  
※検収を行う際、発注データと納品物の確認が容易になり、不正防止対策に役立っている。

#### 第6節 モニタリングの在り方

##### 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】

- 発注及び納品検収業務が実施されているかの確認を行うため、実際に納品検収に監査室員が立ち会う内部監査を行っている。また、特別監査対象者に対して、元教授で研究者出身の監事が研究者の観点からヒアリングを行うことで、研究内容と研究費の執行に対する適切性の検証や、研究ノートを確認し研究実態を確認するなど、事務的な監査に留まらない監査を行っている。  
※実効的な内部監査の体制の構築に取り組んでいる。

## No23 機関名:京都先端科学大学

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- 告発窓口について、学内で使用している科研費ハンドブックに記載がされていたが、具体的な利用方法や連絡先等の記載がなかったため、科研費ハンドブックの記載を改めると共に、ホームページ上の告発窓口について記載内容の修正を行うこととした。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規定等に定めている事項について】

(イ) 調査委員会の設置及び調査

- 学内規程において、ガイドラインの求める「第三者の調査委員と機関との直接の利害関係を有しない者」が明確に定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に対する処分方針について】

- 不正な取引に関与した業者への処分方針については学内規程で定められていたが、業者への処分を判断する具体的な基準が定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】

- 非常勤雇用者の雇用管理について、採用時の勤務条件説明や定期的な面談等の雇用管理が実施されていなかったため、運用ルールの変更等を行うこととした。

## No24 機関名:京都橘大学

### 指導・改善事項

#### 第1節 機関内の責任体系の明確化

【最高管理責任者について】

- 最高管理責任者が不正防止対策の基本方針について規程、防止計画、取組状況を公表することで充てていたため、令和4年3月までに基本方針として明確に定めることとした。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(ア) 告発等の取扱い

(イ) 調査委員会の設置及び調査

(エ) 認定

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 次の項目について、明確に規定されていなかった。「告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告すること」、「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこと」、「不正使用の相当額等について認定すること」、「調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告・協議しなければならないこと」。このため、学内規程を令和4年3月までに改正し、明記することとした。

## No25 機関名:立命館大学

### 指導・改善事項

#### 第1節 機関内の責任体系の明確化

##### 【最高管理責任者について】

- 学内規程において、「最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。」ことを定めていなかったため、令和3年11月に規程を改正した。

##### 【統括管理責任者について】

- 学内規程において、実施状況を最高管理責任者に報告することを定めていなかったため、令和3年11月に規程を改正した。

##### 【コンプライアンス推進責任者について】

- 学内規程において、実施状況を総括管理責任者に報告することを定めていなかったため、令和3年11月に規程を改正した。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### (3)関係者の意識向上

##### 【行動規範の策定について】

- 学内規程において、対象となる者が明確でなかったため、令和3年11月に規程を改正した。

##### (4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

##### (イ)調査委員会の設置及び調査

##### (ウ)調査中における一時的執行停止

##### (エ)認定

##### (オ)配分機関への報告及び調査への協力等

- 学内規程において、「調査委員会の設置及び第三者の委員の委嘱」、「調査対象制度の研究費の使用停止」、「調査の中間報告及び調査の進捗報告」について明確に定められておらず、調査の認定に関する条文に誤りがあったため、令和3年11月に規程を改正した。

### 特徴的な取組事例

#### 第6節 モニタリングの在り方

##### 【監査手順を示したマニュアルについて】

- 内部監査マニュアルにおいて、監査項目及びチェックポイントを明記するとともに、各項目に応じたチェックシート、ヒアリングシートを作成して、リスクアプローチ監査を含む内部監査を実施している。

※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。

## No26 機関名:近畿大学

### 指導・改善事項

#### 第1節 機関内の責任体系の明確化

##### 【最高管理責任者について】

- 最高管理責任者の下に設置したコンプライアンス委員会において基本方針が定められていたため、最高管理責任者が策定していることが明確になるよう、令和4年1月までに改正を行うこととした。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### (4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

##### (エ)告発等の取扱い

##### (オ)調査委員会の設置及び調査

##### (カ)調査中における一時的執行停止

##### (コ)配分機関への報告及び調査への協力等

- 次の項目について、明確に規定されていなかった。「報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含むこと」、「不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を行うこと」、「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこと」、「不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定すること」、「調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならないこと」、「不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関への報告を行うこと」、「調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出すること」、「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること」。このため、令和4年1月までに学内規程を改正し、明確化することとした。

## No27 機関名: 広島修道大学

指導・改善事項
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【最高管理責任者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページに不正防止対策に関する文書を掲載していたが、「基本方針」として明確となっていなかったことから、明確にしたうえで、周知することとした。</li> </ul> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページに掲載された不正防止計画内で告発窓口及び相談窓口の内容が記載されていたが、明確にするため、告発窓口及び相談窓口の内容を直接ホームページに掲載することとした。</li> </ul> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>(イ) 調査委員会の設置及び調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学内規程において、調査委員会の委員の構成が明確に定められていなかったことから、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</li> </ul>
特徴的な取組事例
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不正防止計画推進部署から研究者に対し、7月以降、毎月末時点の執行額(予定を含む)を案内するとともに、年度末に執行が集中しないように、計画的な執行を行うこと、繰越制度の活用、返還しても不利益がない旨について、適宜、メール配信等により連絡を行っている。</li> </ul> <p>加えて、収支簿から執行状況が遅れていると推測される研究者に対しては、事前に研究計画書でポイントになりそうな部分を確認した上で、個別に研究遂行状況の見直し・確認等の支援を行っている。</p> <p>これらにより、研究者が計画的に執行することを自覚できるような環境を醸成している。</p> <p>※事務局において、執行の確認や助言を行うことにより、適正な執行を促している。</p> <p>【換金性の高い物品の管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 換金性の高い物品(パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器等)については検取時に、シリアル番号を管理システムに登録のうえ、シールを貼付しており、換金性の高い物品の一覧表で、所在等を記録し管理を行っている。</li> </ul> <p>また、廃棄する場合、資産管理部署が回収の上、大学で一括して廃棄を行っている。</p> <p>※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。</p>

## No28 機関名: 福島工業高等専門学校

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3) 関係者の意識向上 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立高専機構規程において、構成員から誓約書を提出させることを定めていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</li> </ul> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>(ア) 告発等の取扱い (イ) 調査委員会の設置及び調査 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立高専機構規程において、「報道や会計検査院等の外部機関からの指摘」、「調査委員会の第三者の委員の委嘱」、「最終報告書に記載すべき内容、配分機関への最終報告書の提出期限、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出すること、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告の提出について、明確に定めていなかったことから、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</li> </ul> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「不正防止計画」で定めた業者から誓約書を提出する基準と、高専機構本部から各高専へ発出した通知に齟齬が生じていたことから、「不正防止計画」の記載内容を改正することとした。</li> </ul> <p>第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査の実施にあたり、「監査計画」を策定していなかったため、令和3年度中に「監査計画」を策定することとした。</li> </ul>
特徴的な取組事例
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【換金性の高い物品の管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 換金性の高い物品(パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、録画機器及びテレビ)を耐久消耗品として、シールを貼付のうえ、財務会計システムに資産登録のうえ、管理を行うとともに、定期的に確認の検査を実施し、所定の手続きを踏むことなく、勝手に廃棄することを禁止している。</li> </ul> <p>※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査マニュアルにおいて、監査項目及びチェックポイントを明記するとともに、各項目に応じたチェックシートを作成して、内部監査を実施している。</li> </ul> <p>※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。</p>

No29 機関名:宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター

指導・改善事項

- 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備  
(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  
【告発窓口等について】  
○ 所内規程において、告発窓口を設置することを定めていたが、担当部署については明確になっていなかったため、令和3年9月に規程の改正を行った。
- 第4節 研究費の適正な運営・管理活動  
【物品・役務の発注業務について】  
○ 所内内規において、研究者の発注できる範囲を定めていたが、役務について明確に定めていなかったため、令和3年11月に内規の改正を行った。
- 第4節 研究費の適正な運営・管理活動  
【換金性の高い物品の管理について】  
○ 換金性の高い物品について、管理シールを貼付し、管理簿に記載して管理を行っていたが、管理を定めた規程等がなかったため、令和3年12月までに定めることとした。
- 第5節 情報発信・共有化の推進  
○ 所内規程において、相談窓口を設置することを定めていたが、担当部署については明確になっていなかったため、令和3年9月に規程の改正を行った。

No30 機関名:福井県工業技術センター

指導・改善事項

- 第1節 機関内の責任体制の明確化  
【最高管理責任者について】  
【統括管理責任者について】  
【コンプライアンス推進責任者について】  
○ 所内規定において、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が定められておらず、最高管理責任者が定める「不正防止対策の基本方針」及び統括管理責任者の策定・実施する「不正防止計画」、コンプライアンス推進責任者が実施する各対策の状況確認体制についても定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。
- 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備  
(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  
【不正に係る調査の体制】  
(イ) 調査委員会の設置及び調査  
(ウ) 調査中における一次執行停止  
(エ) 認定  
(オ) 配分機関への報告及び調査実施への協力等  
○ 所内規程において、「第三者の調査委員は機関と直接の利害関係を有しない者」、「調査の実施に際する配分機関との協議」、「最終報告書の提出」、「調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告」について明確に定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。
- 第4節 研究費の適正な運営・管理活動  
【予算執行状況の検証等について】  
○ 所内における繰越制度の活用について周知がなされていなかったため、制度周知を行うこととした。
- 第5節 情報発信・共有化の推進  
○ 所内の事務分掌により競争的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外から相談を受け付ける部署は定められていたが、ホームページ等での掲載がなされていなかったため、周知を行うこととした。
- 競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針を定められていなかったため、令和3年度中に策定するとともに、ホームページでの掲載等周知を行うこととした。

## No31 機関名:大阪健康安全基盤研究所

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- 所内規程において、顕名、匿名、告発者の保護について定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(ア) 告発等の取扱い

- 所内規程において、顕名による告発の場合、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知すること定めていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

(イ) 調査委員会の設置及び調査

- 所内規程において、調査委員会に第三者を含めることを定めていたが、機関と利害関係を有さないことを定めていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 所内規程では、「調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」ことを定めているが、機関としての対応ではなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。
- 所内規程では、「調査の結果、不正を認定した場合は、調査結果や処分について内外に公表することが定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

## No32 機関名:国立感染症研究所

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(ア) 告発等の取扱い

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 次の項目が明確に規定されていなかった。「告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告すること」、「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出すること」。このため令和4年3月中に所内規程を改正し、明確化することとした。



## No33 機関名:国立医薬品食品衛生研究所

### 指導・改善事項

#### 第1節 機関内の責任体系の明確化

##### 【コンプライアンス推進副責任者について】

- 所内規程に基づき、コンプライアンス推進副責任者を設置しているが、役割、責任の所在・範囲と権限が明確になっていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

###### (イ) 調査委員会の設置及び調査

- 所内規程において、調査委員会の委員は、通報者及び通報の対象となった者と直接の利害関係を有しない者とし、外部有識者(弁護士、公認会計士等)を含むものとして定めていたが、外部有識者は機関とも直接利害関係を有しないことを定めていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

### 特徴的な取組事例

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

##### 【換金性の高い物品の管理について】

- 換金性の高い物品(①パソコン(タブレットを含む)並びに周辺機器及び通信機器、②映像機器(デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、DVD等)、③家電製品(冷蔵庫、洗濯機、掃除機等))について、管理シールを貼付するとともに、物品管理台帳に登録を行い、廃棄するときは、事務局に報告させることとしている。

※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。

#### 第6節 モニタリングの在り方

##### 【監査手順を示したマニュアルについて】

- 内部監査マニュアルにおいて、監査項目及びチェックポイントを明記するとともに、各項目に応じたチェックシートを作成して、内部監査を実施している。

※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。

## No34 機関名:量子科学技術研究開発機構

### 指導・改善事項

#### 第1節 機関内の責任体系の明確化

##### 【最高管理責任者について】

##### 【統括管理責任者について】

##### 【コンプライアンス推進責任者について】

- 次の項目について、研究費不正防止計画推進部署が実施することと規定されていた。「最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じること」、「統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告していること」、「コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること」。このため、令和3年度中に規程改正を行い、明確に定めることとした。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

###### (イ) 調査委員会の設置及び調査

###### (エ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 次の項目について、明確に規定されていなかった。「調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等)についての調査を実施すること」、「報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含むこと」、「不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を行うこと」、「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこと」、「不正使用の相当額等について認定すること」。このため、令和3年度中に規程を改正し、明確化することとした。

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

##### 【特殊な役割に関する検収について】

- 成果物が無い機器の保守・点検などの場合の検収について、完了日の確認のみが行われているため、検収担当者が立ち合い等による現場確認を行うよう、令和3年度中に規程を改正し、明確に定めることとした。

### 特徴的な取組事例

#### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

##### (2) 不正防止計画の実施

- 不正防止計画の実施状況を確認するため、防止計画推進部署からコンプライアンス推進責任者に対して、所掌部署の職員等による公的研究費の適切な管理・執行の実施状況に関するアンケート調査を実施し、その結果を統括管理責任者へ報告を行うとともに、「不正防止計画」の見直しなどの検討に役立っている。

※「不正防止計画」の実施状況や改善すべき点の把握に利用されている。

No35 機関名:国立循環器病研究センター

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備                      (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化                      【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】                      (エ) 認定                      (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等                      ○ 所内規程において、「不正使用の相当額を認定すること」、「調査については告発等の受付から開始すること」が明確に規定されていなかったため、令和3年9月に規程を改正した。</p>
特徴的な取組事例
<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施                      (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定                      ○ 不正を発生させる要因を把握するため、防止計画推進部署から、構成員に対して、不正を発生させる要因の対応についてのアンケート調査を実施し、分析のうえ、不正防止計画の見直しが必要であるか検討及び改正を行った。                      ※不正を発生する要因について把握することにより、「不正防止計画」の実施状況や改善すべき点の把握に利用されている。</p>

No36 機関名:国立国際医療研究センター

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備                      (3) 関係者の意識向上                      【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】                      ○ コンプライアンス研修の受講は任意として受講状況を把握していなかったが、令和3年度に実施する研修から、未受講者が把握できるよう受講予定者リストの作成を行い、定期的に受講状況の確認を行うとともに、受講状況をコンプライアンス推進責任者に報告することとした。また、未受講者については、コンプライアンス推進責任者から指導することとした。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化                      【告発窓口等について】                      ○ 告発窓口等において、構成員に対して積極的に周知していなかったため、令和3年度中に所内ホームページの改修を行い、告発窓口の案内や関係規程等を掲載するとともに、構成員に対して周知することとした。また、外部用ホームページについても、より分かりやすくするため、改修を行うこととした。</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】                      (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等                      ○ 所内規程において、「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」、「進捗状況報告」が定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動                      【物品・役務の発注業務について】                      ○ 所内要領等において、権限を明確にしたうえで、研究者発注を認めていたが、責任については明確になっていなかったため、令和3年度中に要領等を改正のうえ、周知を行うこととした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第6節 モニタリングの在り方                      【監査手順を示したマニュアルについて】                      ○ 内部監査マニュアルにおいて、監査項目及びチェックポイントを明記するとともに、各項目に応じたチェックシートを作成して、内部監査を実施している。                      ※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。</p>

No37 機関名:医薬基盤・健康・栄養研究所

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(イ) 調査委員会の設置及び調査

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

○ 次の項目について、明確に規定されていなかった。「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこと」、「不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出すること」、「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること」。このため、令和3年12月までに所内規程を改正し、明確化することとした。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に対する処分方針について】

○ 不正に関与した取引業者に対しては取引停止の具体的な基準について明確に定められていなかったため、令和3年12月までに所内規程を改正し、定めることとした。

【換金性の高い物品の管理について】

○ 明確なルールが定められていなかったため、令和3年度中に明文化したルールを作成することとした。

No38 機関名:国立成育医療研究センター

指導・改善事項

特になし

○ ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。

### No39 機関名:国立長寿医療研究センター

#### 指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(ア) 告発等の取扱い

- 所内規程において、「会計検査院等の外部機関からの指摘による場合」、「予備調査の結果、調査しないことの配分機関への報告」、「本調査を行う場合の告発者への通知」について定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

### No40 機関名:国立がん研究センター

#### 指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(ア) 告発等の取扱い

- 告発等に報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含むことが明確に規定されていなかったため、令和3年11月までに所内規程を改正し、明確化することとした。

## No41 機関名:国際農林水産業研究センター

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【告発窓口等について】</b>            ○ 外部用ホームページにおいて、告発窓口について掲載されていたが、明確になっておらず、告発者の保護についても記載がなかったことから、令和3年度中にホームページの記載内容について改正を行うこととした。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>  <b>(ア) 告発等の取扱い</b>            ○ 所内規程において、顕名である告発者に対して、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を通知することが定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</p> <p><b>(イ) 調査委員会の設置及び調査</b>            ○ 所内規程において、調査を行う委員会が重複して定められていたことから、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化  <b>【コンプライアンス推進責任者について】</b>            ○ 所内において、不正防止計画実施点検用のチェックシートを作成し、各コンプライアンス推進責任者が、チェックシートを用いて、管理監督する部局内における対策の実施状況を確認し、チェック及びその実施状況を記載のうえ、年1回、統括管理責任者へ提出、報告することとしている。            ※チェックシートにより、統一した実施状況の確認が行えるとともに、実施状況の内容が把握しやすい。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施            (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定            ○ 所内委員会において、年1回、各委員が、研究費に関する不正を発生させる要因も含めた検討すべきリスク因子を提出し、委員会において検討を行い、対策を策定しているとともに、コンプライアンス研修や所内グループウェアでの一斉連絡で具体的な対応方法を示している。            ※不正の発生する要因を出し合うことにより、不正防止対策に役立っている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動  <b>【物品・役務の検収業務について】</b>            ○ 事務部門で発注を行った後、会計システムから発注データの内容が記載された検査調書を印刷し、見積書等とともに、検収を行う部署へ送付。検収を行う部署では、業者が持ち込んだ納品物及び納品書と、検査調書等との突合を行うことで検収を実施している。            ※検収を行う際、発注データと納品物の確認が容易になり、不正防止対策に役立っている。</p>

## No42 機関名:農業・食品産業技術総合研究機構

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>  <b>(キ) 告発等の取扱い</b>  <b>(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等</b>            ○ 次の項目について、明確に規定されていなかった。「告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告すること」、「報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含むこと」、「調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならないこと」、「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出すること」。このため、令和4年3月に機構内規程を改正し、明確化することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【告発窓口等について】</b>            ○ 全職員に対して、告発窓口の連絡先等を記載した「コンプライアンスカード」を配布している。            ※構成員に告発窓口を周知することにより、不正防止対策に役立っている。</p>

## No43 機関名:海上・港湾・航空技術研究所

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【告発窓口等について】

- ホームページに掲載されている告発窓口が、所内規程で定める告発窓口と異なっていたことから、令和3年10月にホームページの掲載内容を改正した。

##### 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(イ) 調査委員会の設置及び調査

- 所内規程において、調査委員会の第三者の委員について、機関と直接の利害関係を有さない者とするのが明確に定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。
- 所内規程において、「期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に報告する」ことを定めていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

#### 第5節 情報発信・共有化の推進

- ホームページに掲載されている使用ルール等に関する相談窓口が、所内規程で定める相談窓口と異なっていたことから、令和3年10月にホームページの掲載内容を改正した。

#### 第6節 モニタリングの在り方

##### 【コンプライアンス教育における取扱いについて】

- 3つの研究所ごとに内部監査が実施され、それぞれの研究所ごとに内部監査結果を構成員に周知していたが、全構成員に対して周知していなかったため、類似事例の再発防止のために他の研究所の内部監査結果についても周知することとした。

## No44 機関名:東京医科歯科大学

### 指導・改善事項

#### 第1節 機関内の責任体系の明確化

##### 【最高管理責任者について】

- 最高管理責任者である学長が定めた「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範」は定められていたが、ガイドラインの求める不正防止対策の基本方針は策定されていなかったため、令和3年度中に策定することとした。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(イ) 調査委員会の設置及び調査

- 学内規程において、「調査委員会の構成員に外部有識者が参画すること」及び「調査委員は告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者であること」は定められていたが、「第三者の調査委員は機関と直接の利害関係を有しない者であること」が定められていないことから、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

## No45 機関名:兵庫県立大学

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- ホームページ等に告発窓口が掲載されているが、学内規程で定める告発窓口ではなく、他の規程に基づく告発窓口であったため、令和3年11月にホームページ等の掲載内容を改正した。

## No46 機関名:東海大学

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(ア) 告発等の取扱い

- 学内規程において、当該調査の要否を配分機関に報告することが定められていなかったため、令和4年1月までに規程の改正を行うこととした。

### 特徴的な取組事例

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

- 事務職員向けとして、「説明会」を定期的に開催し、「外部研究費及び科研費の執行について」、「研究費とは」、「注意確認が必要な項目」、「執行予算の手続き」などをパート別に説明を行い、その都度質疑応答を行っている。

また、研究支援担当者を対象とした「協議会」を年2回開催して、機関としてのルールなどを説明し、また、メール等で情報を提供することにより、認識の統一を図っている

※関係者に事務手続きなどの説明を行うことにより、不正防止対策に役立っている。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- 告発窓口とは別に、「不正告発窓口相談員」を各学部又は各キャンパスに1名配置して、相談しやすい環境を整えている。

※告発などに関する相談をしやすくすることにより、不正防止対策に役立っている。

## No47 機関名:甲南大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>            (イ) 調査委員会の設置及び調査            ○ 「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならぬ」ことが明確に定義されていなかったため、令和3年10月に学内規程を改正し明確化した。</p>
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (1) ルールの明確化・統一化            ○ 学内規程等において、ルールの見直しについて明確に定められておらず、適宜、適切にルールについて見直すとする取組みが不足しており、立替払が常態化するなどリスクを抱えていたことから、執行事務の抜本的改革として、令和2年4月に、規程等の改正を行うとともに、研究費専用クレジットカードの導入、立替払ができる範囲の限定、発注データを会計システムに入力することの徹底、検収時において発注データと納品物との突合などルールの改正、マニュアルの策定を行った。また、会計事務担当者に対して研修や定期的なミーティングを実施することにより、会計事務の向上を図っている。さらに、タスクフォースを立ち上げ、継続的に事務手続きの見直しについて検討を行っている。            ※ルールの見直しなどを行うことにより、不正防止に取り組んでいる。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動  <b>【換金性の高い物品の管理について】</b>            ○ 換金性が高い物品(パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器等)については検収後、管理システムに登録のうえ、シールを貼付しており、一定期間内において処分を行う場合、手続きが必要とするなどルール化している。            ※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方  <b>【監査手順を示したマニュアルについて】</b>            ○ 内部監査において、不正発生要因分析表を作成し、リスク類型に応じた内部監査の方法を定めるとともに、定量分析及び定性分析の結果から監査対象課題を選定し、チェックリストを用いた書面審査と、ヒアリングによる特別監査を実施している。            ※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。</p>

## No48 機関名:関西大学

指導・改善事項
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化  <b>【統括管理責任者について】</b>            ○ 不正防止計画の実施状況を最高管理責任者に報告していなかったため、令和4年2月までに報告することとした。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>            (イ) 調査委員会の設置及び調査            ○ 学内規程において、調査委員会に第三者の委員を含めることを定めていたが、機関と利害関係がないことを定めていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</p> <p>(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等            ○ 学内規程において、「最終報告書に記載すべき内容(調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等)」、「調査の進捗状況報告」について定めていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備            (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  <b>【告発窓口等について】</b>            ○ 研究費の不正使用に関する相談・告発窓口をホームページで公開すると共に、「告発の窓口」の案内チラシを全教員に配付することにより周知を行っている。            ※構成員に告発窓口を周知することにより、不正防止対策に役立っている。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施            (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定            ○ 各学部等の副学部長等がメンバーになっている委員会において、毎年度の不正防止計画の策定の際に、不正発生要因を取り上げ、審議すると共に、委員会の報告事項として、他大学等の不正事例を都度紹介し、不正発生要因の共通理解を図っている。さらに、他大学の研究支援部門との間で定期的に情報交換会を行っており、不正発生要因についても意見交換している。また、日常業務の中で、要因と思われる点を拾い上げ、事務職員の打ち合わせで意見交換している。            ※他大学との情報交換を行うことにより、不正防止対策に役立っている。</p>



## No49 機関名:水産研究・教育機構

### 指導・改善事項

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### 【不正に係る調査の体制】

(イ) 調査委員会の設置及び調査

(ウ) 調査中における一次執行停止

(エ) 認定

(オ) 配分機関への報告及び調査実施への協力等

○ 機構内規程において、「不正使用の相当額等の調査及び認定」、「第三者の調査委員と機関の直接の利害関係を有しない者」、「調査の実施に際する配分機関との協議」、「最終報告書の提出期限」、「調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告」について明確に定められていなかったため、令和3年度中に規程の改正を行うこととした。

### 特徴的な取組事例

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

##### 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復利用などについて】

○ 原則として各研究所等の納品指定場所で行い、検収が完了した物品は速やかに事務職員から発注を依頼した研究者等に引き渡しており(検収後の物品の運搬を業者に行わせていない。)、納品業者が検収を完了した物品を持ち出せないようにしている。また、直接研究室等に搬入を要する物品にあつては、事務職員が立ち会うなどの措置を講じており、納品物品の反復使用防止の対策を講じている。

※取引業者との不正取引及び反復使用を防止する取り組みを行っている。